

介護職員／福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員／福祉・介護職員の処遇改善につきましては、これまで数度に亘る取り組みが行われてきましたが、令和元年度の報酬改定において、「介護職員／福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を受けるためには、次の3つの要件を満たしている必要があります。

- A 現行の処遇改善加算(I)から(Ⅲ)を取得していること。
- B 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

Cの「見える化」要件とは、情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表していることです。

当事業所の処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、以下のとおり公表します。(令和5年5月1日現在)

◆介護職員／福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

《介護部門》	処遇改善加算Ⅰ、	特定処遇改善加算Ⅰ
《障害部門》	処遇改善加算Ⅰ、	特定処遇改善加算Ⅰ

◆職場環境等要件における当法人の具体的な取り組み状況

①入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

④腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善